

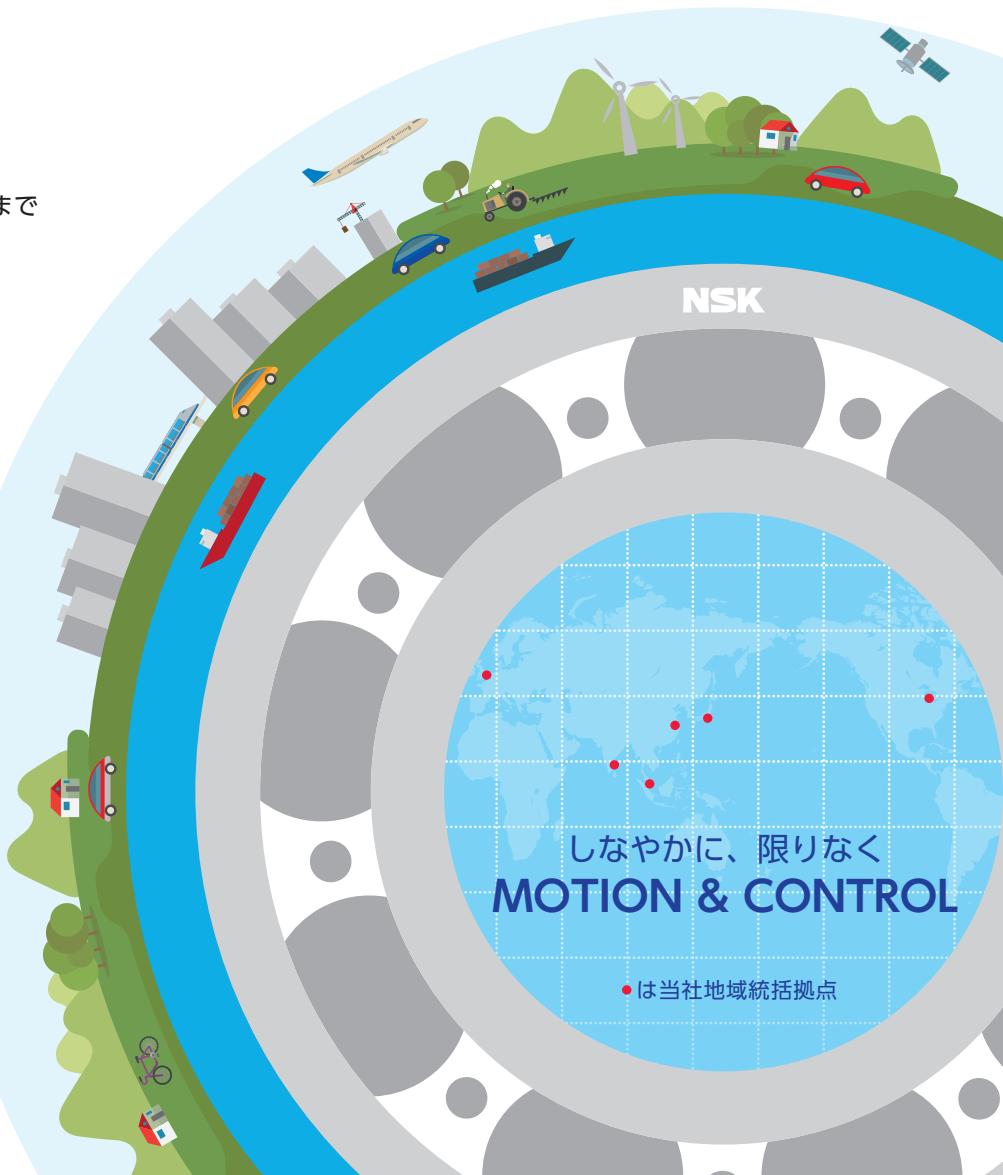
(第156期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第156期 報告書

2016年4月1日から2017年3月31日まで

目次 | CONTENTS

事業報告	02
1 企業集団の現況に関する事項	02
2 会社の株式に関する事項	13
3 会社の新株予約権等に関する事項	14
4 会社役員に関する事項	15
5 会計監査人の状況	21
6 会社の体制及び方針	22
連結計算書類	35
計算書類	39
監査報告	41
ZOOM UP	45



企業理念

NSKは、MOTION & CONTROLを通じ、円滑で安全な社会に貢献し、地球環境の保全をめざすとともに、グローバルな活動によって、国を越えた人と人の結びつきを強めます。

経営姿勢

- ① 世界をリードする技術力によって、顧客に積極的提案を行う。
- ② 社員一人ひとりの個性と可能性を尊重する。
- ③ 柔軟で活力のある企業風土で時代を先取りする。
- ④ 社員は地域に対する使命感をもとに行動する。
- ⑤ グローバル経営をめざす。

(NSK企業理念体系より)

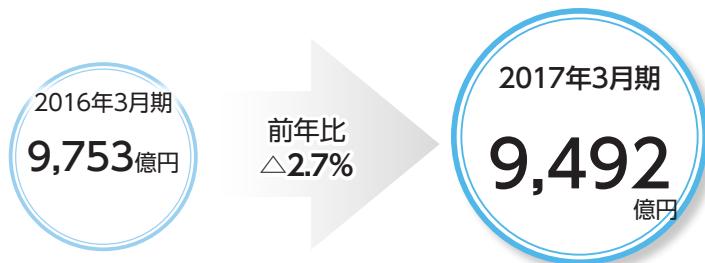
● 期末配当について

当期の期末配当金は下記のとおりです。

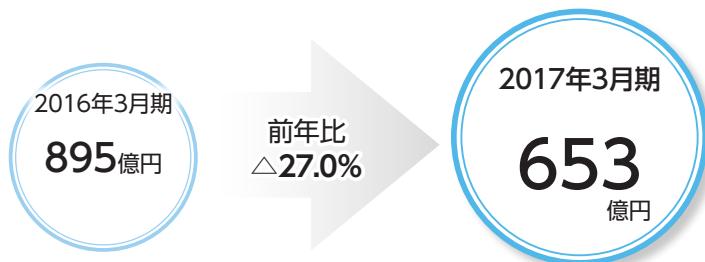
1. 期末配当金 **1株につき14円**
2. 期末配当の効力発生日
並びに支払開始日 **2017年6月2日(金)**

◆ 連結決算ハイライト<ご参考>

売上高



営業利益



親会社の所有者に帰属する当期利益



(注) 当社グループの連結計算書類は、当期から国際会計基準(IFRS)を適用しており、前期実績につきましてもIFRSに準拠して表示しています。

▶ ごあいさつ



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第156期(2016年4月1日から2017年3月31日まで)の報告書をお届けいたしますので、ご高覧のほどお願い申し上げます。

昨年、当社は創立100周年を迎え、次の100年へ向けて歩み始めました。NSKグループが持続的に発展できるように尽力いたしますので、より一層のご支援を賜りたく、宜しくお願い申し上げます。

取締役 代表執行役社長 内山 俊弘

▶ 事業報告 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、2016年11月8日に創立100周年を迎えました。当社グループの企業理念の実現に向けて、創立100周年から10年後の2026年に目指していく姿を「NSKビジョン2026(あたらしい動きをつくる。)」として策定しました。

この「NSKビジョン2026」の下、当社グループは2016年度から2018年度迄の第5次中期経営計画をスタートさせました。この中期経営計画では、「次の100年に向けた進化のスタート」をスローガンとし、「オペレーショナル・エクセレンス(競争力の不断の追求)」と「イノベーション&チャレンジ(あたらしい価値の創造)」を方針に据えて、持続的成長、収益基盤の再構築、新成長領域確立の3つの経営課題に取り組んでいます。

当連結会計年度の世界経済を概観すると、日本経済は

為替相場の円高基調もありましたが、個人消費に底打ちがみられ景気全般としては緩やかな回復傾向となりました。米国経済は個人消費を中心に堅調に推移しました。欧州では、ユーロ圏を中心に緩やかな回復傾向が続きました。また、中国は底堅く推移し、その他アジアでは景気の持ち直しの動きがみられました。なお、英国のEU離脱問題や世界的な地政学リスクの高まりを受けて、景気の先行きに不透明感があります。

このような経済環境下、当連結会計年度の売上高は9,492億円と前期に比べて2.7%の減収となりました。営業利益は653億円(前期比△27.0%)、税引前利益は636億円(前期比△27.1%)、親会社の所有者に帰属する当期利益は456億円と前期に比べて30.7%の減益となりました。

セグメント別の概況 (IFRSベース)

産業機械事業

〈ご参考〉

売上高・営業利益推移



売上高

2,269億円
(前期比6.8% ↓)

営業利益

147億円
(前期比27.3% ↓)



①産業機械事業

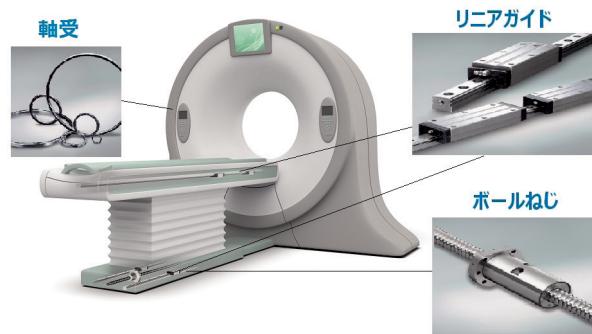
産業機械事業は、第2四半期を底に需要の回復がみられましたが、対前期では減収となりました。当社グループの状況を地域別にみると、日本では、工作機械向けを中心に減収となりました。米州は半導体向けやアフターマーケット向けが増加しました。欧州においては、風力発電向けやアフターマーケット向けの需要が落ち込みました。中国では、電機向けや鉄道車両向けなどが堅調に推移しました。その他アジアにおいては、韓国で半導体向けの増加がみられたものの、一般的に需要の低迷が続きました。

このような地域別状況に為替変動(円高)の影響も加わり、産業機械事業の売上高は2,269億円(前期比△6.8%)、営業利益は147億円(前期比△27.3%)となりました。

〈ご参考〉

医療検査装置にNSKの製品が使われています。

NSKでは材料技術、潤滑技術、精密加工技術などのNSK独自のテクノロジーを活用して市場のニーズに対応し、医療機器の性能向上に大きく貢献しています。



〈ご参考〉

自動車事業

売上高・営業利益推移



売上高

6,963億円
(前期比1.3% ↓)

営業利益

646億円
(前期比8.8% ↓)

その他
2.7%

構成比

自動車事業
73.4%

②自動車事業

自動車事業は、グローバルに緩やかな拡大が続きました。当社グループの状況を地域別にみると、日本では、トランスミッション向けを中心に増収となりました。米州は北米での販売が減少しました。欧州は緩やかに増加しました。中国では、小型車優遇税制効果もあり高い伸びが続きました。その他アジアにおいては、全般的に増加傾向となりました。

このような地域別状況ではありましたが、為替変動(円高)の影響を受け、自動車事業の売上高は6,963億円(前期比△1.3%)、営業利益は646億円(前期比△8.8%)となりました。

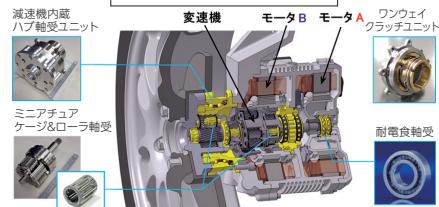
変速機付きインホイールモータの開発

〈ご参考〉



クルマはHEV、EV、FCVなど多様な方式に進んでいきます。NSKはインホイールモータの開発を通じてクルマが求める構成部品の必要性能とその商品化を追求しています。

インホイールモータの構造



※HEV…ハイブリット車 EV…電気自動車 FCV…燃料電池自動車

〔2〕設備投資の状況

当社グループは、「事業の競争力の追及」を重点課題とし、新興国での事業拡大や、生産力・技術開発力の強化、「次世代のモノづくり」に向けた技術開発を行っています。

当連結会計年度の設備投資は、生産基盤強化の投資に注力しながら、グローバルに拡大するパワートレイン事業と、新興国を中心に増強投資を行いました。この結果、前期と比べて36億円増の586億円の投資を実施しました。

産業機械事業は、生産性向上を狙い藤沢工場等の生産拠点の再編成を中心に、合計158億円の投資となりました。

自動車事業では、日本及び韓国でのニードル軸受の需要拡大に対する増強投資と、生産性向上を目的とした投資を行い、合計397億円となりました。

その他として、鋼球を中心に31億円の投資を実施しました。

(単位：億円)

セグメント	2017年3月期 設備投資額
産業機械事業	158
自動車事業	397
その他	31
合計	586

〔3〕資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資及び運転資金につきましては、自己資金及び金融機関からの借入を充当しました。また、借入金返済に充当するため、2017年3月に国内無担保普通社債200億円を発行しました。

当期末における借入金及び社債の残高は、前期末に比べて108億円減少し、2,674億円となりました。

〔4〕 対処すべき課題

企業価値の向上

当社グループは、創立100周年を契機に策定した「NSKビジョン2026(あたらしい動きをつくる。)」の下、新たに2016年度から2018年度迄の第5次中期経営計画をスタートさせました。この中期経営計画では、「次の100年に向けた進化のスタート」をスローガンとし、「オペレーショナル・エクセレンス(競争力の不断の追求)」と「イノベーション&チャレンジ(あたらしい価値の創造)」を方針に据えて、持続的成長、収益基盤の再構築、新成長領域確立の3つの経営課題に取り組んでいます。

なお、「オペレーショナル・エクセレンス(競争力の不断の追求)」の施策として、

- ・事業の競争力の追求
- ・効率経営の追求
- ・人づくり、モノづくり

「イノベーション&チャレンジ(あたらしい価値の創造)」の施策としては、

- ・次の成長への種まき
- ・モノづくりの革新
- ・新商品、新領域技術の開発

を推進しています。

当社グループは、当社事業を通じ機械製品のエネルギーロスを削減することで、地球環境の保全と持続可能な社会の発展に向けた貢献を果たすために、環境経営のレベルアップに取り組んでいます。

また、関連法令を遵守すると共に社会の一員としての高い倫理観を持って行動することで、顧客や地域社会等の様々なステークホルダーから信頼される企業として発展し続けることを目指しており、コンプライアンス強化の取り組みとして更なる体制・制度の整備、教育・啓発の徹底を図っています。

加えて当社は、執行と監督の役割を明確にすることにより、経営の透明性と健全性を高め、公正で迅速な意思決定を行なうために機関設計として指名委員会等設置会社を採用しています。持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指しコーポレートガバナンス・コード等の社会的な要請を踏まえたガバナンス体制の強化に取り組んでいます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

【日本基準】

	第153期 (2014年3月期)	第154期 (2015年3月期)	第155期 (2016年3月期)
売上高	871,742百万円	974,885百万円	975,319百万円
経常利益	66,785百万円	91,002百万円	93,964百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	31,167百万円	61,962百万円	67,169百万円
純資産	382,155百万円	481,859百万円	473,560百万円
総資産	1,000,932百万円	1,129,164百万円	1,038,218百万円
1株当たり純資産	664.74円	842.69円	828.33円
1株当たり当期純利益	57.70円	114.56円	124.06円
自己資本利益率（ROE）	9.2%	15.3%	14.9%

【国際会計基準(IFRS)】

	第153期 (2014年3月期)	第154期 (2015年3月期)	第155期 (2016年3月期)	第156期 (2017年3月期)
売上高	－	974,885百万円	975,319百万円	949,170百万円
営業利益	－	86,958百万円	89,534百万円	65,341百万円
親会社の所有者に帰属する 当期純利益	－	59,383百万円	65,719百万円	45,560百万円
資本合計	－	486,801百万円	478,871百万円	485,011百万円
資産合計	－	1,125,509百万円	1,032,374百万円	1,043,955百万円
1株当たり親会社 所有者帰属持分	－	852.83円	839.56円	873.11円
基本的1株当たり当期利益	－	109.79円	121.38円	86.08円
親会社所有者帰属持分当期 利益率（ROE）	－	14.5%	14.3%	9.9%

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

2. 日本基準「1株当たり純資産」は期末の株式数、「1株当たり当期純利益」は期中の平均株式数により算出しています。

3. 国際会計基準(IFRS)「1株当たり親会社所有者帰属持分」は期末の株式数、「基本的1株当たり当期利益」は期中の平均株式数により算出しています。

〔6〕 重要な子会社の状況 (2017年3月31日現在)

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	事業の内容
NSKステアリングシステムズ株式会社	7,500百万円	100.0%	自動車部品の製造
株式会社天辻鋼球製作所	2,101百万円	100.0%	鋼球の製造・販売
NSKアメリカズ社	195,700千米ドル	— (注) 3 (100.0%)	米州関係会社の統括
NSKブラジル社	1,800千リアル	— (注) 3 (100.0%)	産業機械軸受等の製造・販売
NSKヨーロッパ社	90,364千ユーロ	— (注) 3 (100.0%)	欧州関係会社の統括
NSK中国社	1,684,009千中国元	100.0%	中国関係会社の統括、軸受等の販売
NSK昆山社	701,608千中国元	63.3% (注) 4 (85.0%)	自動車軸受等の製造
NSKベアリング・インドネシア社	45,000千米ドル	100.0%	自動車軸受等の製造
NSK韓国社	53,893百万ウォン	100.0%	自動車軸受等の製造・販売

- (注) 1. 資本金は、表示単位未満を切り捨てています。
 2. 上記9社は、会社の資本金、総資産、売上高及び当社の出資比率を参考に選択いたしました。
 3. () 内の数字は、NSKオーバークーズ・ホールディングス株式会社 (当社出資比率100.0%) の出資比率を含んでいます。
 4. () 内の数字は、中国にある関係会社の統括会社NSK中国社 (当社出資比率100.0%) の出資比率を含んでいます。

〔7〕 主要な事業内容 (2017年3月31日現在)

当社グループは、「産業機械事業」、「自動車事業」の二つの事業を軸に展開しています。「産業機械事業」については、一般産業向けの軸受、ボールねじ、リニアガイド等の製造・販売を、「自動車事業」については、自動車及び自動車部品メーカー向けの軸受、自動変速機(AT)用部品、ステアリング等の製造・販売を主な事業としています。

事業	主要製品
産業機械	玉軸受、円すいころ軸受、円筒ころ軸受、自動調心ころ軸受、精密軸受 ボールねじ、リニアガイド、XYテーブル、メガトルクモータ
自動車	ハブユニット軸受、ニードル軸受、円すいころ軸受、円筒ころ軸受、玉軸受、 自動変速機(AT)用部品 ステアリング、電動パワーステアリング
その他	鋼球、機械設備等

〔8〕 主要拠点 (2017年3月31日現在)

〈主要販売拠点〉

地域	名称	所在地	
日本	当 社	東北支社	宮城県仙台市
		日立支社	茨城県水戸市
		北関東支社	群馬県高崎市
		東京支社	東京都品川区
		西関東支社	神奈川県厚木市
		長野支社	長野県諏訪市
		静岡支社	静岡県静岡市
		名古屋支社	愛知県名古屋市
		北陸支社	石川県金沢市
		関西支社	大阪府大阪市
		兵庫支社	兵庫県姫路市
		中国支社	広島県広島市
		九州支社	福岡県福岡市
		東日本自動車第一部	神奈川県厚木市
		東日本自動車第二部	東京都品川区
		東日本自動車第三部	栃木県宇都宮市
		東日本自動車第四部	群馬県高崎市
中部日本自動車部	愛知県豊田市		
中部日本浜松自動車部	静岡県浜松市		
西日本自動車部	大阪府大阪市／広島県広島市		
米 州	NSKコーポレーション社	Michigan, U.S.A.	
	NSKプレジジョン・アメリカ社	Indiana, U.S.A.	
	NSKステアリングシステムズ・アメリカ社	Vermont, U.S.A.	
	NSKカナダ社	Ontario, Canada	
	NSKブラジル社	São Paulo, Brazil	
欧 州	NSK UK社	Nottinghamshire, U.K.	
	NSKドイツ社	Ratingen, Germany	
	NSKフランス社	Guyancourt, France	
	NSKイタリア社	Milano, Italy	
	NSKポーランド社	Kielce, Poland	
アジア	NSK中国社	中国 昆山市	
	NSKベアリング・マニュファクチャリング (タイ) 社	Chonburi, Thailand	
	サイアムNSKステアリングシステムズ社	Chachoengsao, Thailand	
	ラナーNSKステアリングシステムズ社	Tamil Nadu, India	
	NSK韓国社	韓国 ソウル市	

〈主要生産拠点〉

地域	名称	所在地	
日本	当 社	藤沢工場	神奈川県藤沢市
		福島工場	福島県東白川郡
		大津工場	滋賀県大津市
		石部工場	滋賀県湖南市
		埼玉工場	埼玉県羽生市
		高崎工場／榛名工場	群馬県高崎市
	NSKマイクロプレジジョン株式会社	神奈川県藤沢市	
	日本精工九州株式会社	福岡県うきは市	
	井上軸受工業株式会社	大阪府富田林市	
	NSKステアリングシステムズ株式会社	群馬県前橋市	
NSKワナー株式会社	静岡県袋井市		
株式会社天辻鋼球製作所	大阪府門真市		
NSKマシナリー株式会社	埼玉県久喜市		
米 州	NSKコーポレーション社	Indiana, U.S.A.	
	NSKプレジジョン・アメリカ社	Indiana, U.S.A.	
	NSKステアリングシステムズ・アメリカ社	Tennessee, U.S.A.	
	NSKブラジル社	Suzano, Brazil	
欧 州	NSKベアリング・ヨーロッパ社	Durham, U.K.	
	NSKベアリング・ポーランド社	Kielce, Poland	
	NSKステアリングシステムズ・ポーランド社	Walbrzych, Poland	
アジア	NSK昆山社	中国 昆山市	
	NSKステアリングシステムズ東莞社	中国 東莞市	
	NSK万達ステアリングシステムズ杭州社	中国 杭州市	
	NSKベアリング・インドネシア社	Bekasi, Indonesia	
	NSKベアリング・マニュファクチュアリング (タイ) 社	Chonburi, Thailand	
	サイアムNSKステアリングシステムズ社	Chachoengsao, Thailand	
	ラナーNSKステアリングシステムズ社	Haryana, India	
	NSK韓国社	韓国 昌原市	

世界に広がるNSKグループのネットワーク<ご参考>



	販売拠点	生産拠点	研究・開発拠点
日本	31	21	6
アメリカ	10	7	1
カナダ	3	—	—
メキシコ	1	1	—
ブラジル	5	1	1
パルー	1	—	—
アルゼンチン	1	—	—
小計(米州)	21	9	2
イギリス	2	4	1
ドイツ	2	1	1
フランス	1	—	—
イタリア	1	—	—
オランダ	1	—	—
スペイン	1	—	—
ポーランド	3	4	1
ロシア	1	—	—
トルコ	1	—	—
アラブ首長国連邦	1	—	—
南アフリカ	1	—	—
小計(欧州)	15	9	3

	販売拠点	生産拠点	研究・開発拠点
中国	18	12	1
台湾	3	—	—
シンガポール	2	—	—
インドネシア	2	3	—
タイ	6	2	1
マレーシア	4	2	—
ベトナム	1	—	—
オーストラリア	4	—	—
ニュージーランド	1	—	—
インド	9	4	1
韓国	2	2	1
小計(アジア)	52	25	4
合計	119	64	15

(2017年3月31日現在)

〔9〕従業員の状況(2017年3月31日現在)

事業	従業員数	前期末比増減数
産業機械	6,566名 (534名)	3,709名減 (1,490名減)
自動車	21,924名 (3,273名)	3,506名増 (1,447名増)
全社(共通)・その他	3,011名 (382名)	117名増 (1名減)
合計	31,501名 (4,189名)	86名減 (44名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員です。
2. 臨時従業員数は、()内に年間の平均人員を外数で記載しています。

〔10〕主要な借入先(2017年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	66,095百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	52,425百万円
日本生命保険相互会社	14,525百万円
明治安田生命保険相互会社	13,500百万円
富国生命保険相互会社	13,000百万円
株式会社横浜銀行	11,690百万円

- (注) 1. 借入金残高には借入先の海外現地法人からの借入を含みます。
2. 借入金残高は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

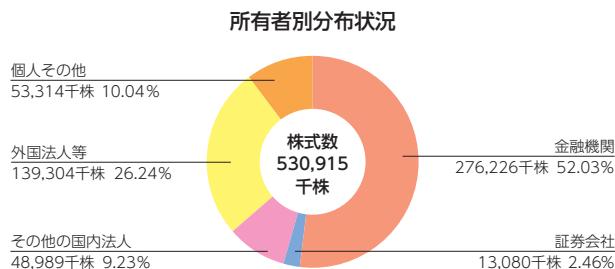
2 会社の株式に関する事項 (2017年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,700,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 530,915,586株 (自己株式20,352,518株を除く)
 (3) 株主数 25,325名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	37,893千株	7.13%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	27,727千株	5.22%
明治安田生命保険相互会社	27,626千株	5.20%
富国生命保険相互会社	27,600千株	5.19%
日本生命保険相互会社	27,518千株	5.18%
株式会社みずほ銀行	18,211千株	3.43%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口	10,709千株	2.01%
トヨタ自動車株式会社	10,000千株	1.88%
株式会社三菱東京UFJ銀行	8,675千株	1.63%
日本精工取引先持株会	7,708千株	1.45%

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しています。
 2. 持株比率は自己株式 (20,352,518株) を控除して計算しています。
 3. 自己株式には、株式給付信託に係る信託口が所有する当社株式2,073,830株を含めていません。

株主分布状況<ご参考>



3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

権 利 行 使 期 間		①		②	
		2014年8月22日 ～2019年8月21日		2015年8月21日 ～2025年7月29日	
付 与 対 象 者 区 分	取 締 役 (社外取締役を除く)	8名	163個	8名	1,810個
	社 外 取 締 役	2名	16個	4名	320個
	執 行 役	27名	242個	27名	2,930個
目的となる株式の種類		普通株式		普通株式	
目的となる株式の数		421,000株		506,000株	
新株予約権の発行価額		払込みを要しない		払込みを要しない	
1株当たりの行使価額		1,431円		1,806円	

- (注) 1. ①は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、定時株主総会にて承認いただいたものです。
 2. ②は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、取締役会にて決議したものです。
 3. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、①は1,000株、②は100株です。
 4. 執行役を兼務する取締役については、取締役として記載しています。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等(2017年3月31日現在)

①取締役の兼職状況等

氏名	担当及び重要な兼職の状況
大塚紀男	
内山俊弘	指名委員会委員長
野上宰門	報酬委員会委員
鈴木茂幸	
荒牧宏敏	
神尾泰宏	
新井稔	
榎本俊彦	監査委員会委員
釜和明	指名委員会委員、株式会社IHI 相談役、極東貿易株式会社 社外取締役、コニカミノルタ株式会社 社外取締役、住友生命保険相互会社 社外取締役
田井一郎	監査委員会委員、指名委員会委員
古川康信	監査委員会委員長、報酬委員会委員、京成電鉄株式会社 社外取締役
池田輝彦	報酬委員会委員長、みずほ信託銀行株式会社 顧問、サッポロホールディングス株式会社 社外取締役

- (注) 1. 釜和明、田井一郎、古川康信、池田輝彦の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 釜和明、田井一郎、古川康信、池田輝彦の各氏については、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。なお、当社は、社外取締役の独立性に関する基準を設けており、その内容は「第156期定時株主総会招集ご通知」14ページに記載しています。
3. 監査委員会委員長 古川康信氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
4. 当社は、監査委員会の機能を有効かつ効率的なものとするため、社内取締役の榎本俊彦氏を常勤の監査委員としています。常勤の監査委員は、その職務として監査業務の執行、重要会議等への出席、執行部門からの情報収集ならびに経営監査部に対する指示・監督等を担い、これらの情報を監査委員全員で共有しています。
5. 取締役 松原正英、満江直樹、市川達夫の各氏は、2016年6月24日付をもって退任しました。

②責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項及び定款第27条に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く）全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額です。

(2) 執行役の氏名等 (2017年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表執行役社長	内 山 俊 弘	
代表執行役専務	野 上 宰 門	管理担当、コーポレート経営本部長
代表執行役専務	鈴 木 茂 幸	自動車事業本部長、自動車事業本部パワートレイン本部長
代表執行役専務	神 尾 泰 宏	産業機械事業本部長、産業機械事業本部営業本部長
執行役専務	荒 牧 宏 敏	技術担当、技術開発本部長
執行役専務	麓 正 忠	自動車事業本部ステアリング&アクチュエータ本部長
執行役常務	波 田 安 継	自動車事業本部自動車営業本部長
執行役常務	後 藤 伸 夫	自動車事業本部自動車技術総合開発センター所長、 自動車事業本部ステアリング&アクチュエータ本部副本部長
執行役常務	杉 本 直 樹	産業機械事業本部副本部長
執行役常務	井 上 浩 二	アセアン総支配人、NSKアセアン&オセアニア社社長
執行役常務	池 村 幸 雄	CSR本部長、日精ビル管理株式会社取締役社長
執行役常務	鈴 木 寛	品質保証本部長
執行役常務	新 井 稔	生産担当、品質保証担当、生産本部長、調達本部長
執行役常務	宮 崎 裕 也	自動車事業本部自動車技術総合開発センター副所長
執行役常務	エイドリアン・ ブ ラ ウ ン	欧米担当、コーポレート経営本部副本部長、財務本部長、IR室担当
執行役常務	池 田 新	HR本部長、NSK人事サービス株式会社取締役社長、 NSKフレンドリーサービス株式会社取締役社長
執行役常務	小 林 克 視	自動車事業本部パワートレイン本部副本部長、 自動車事業本部パワートレイン本部ニードル軸受生産統括部長

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
執行役常務	村 田 一 成	自動車事業本部自動車営業本部副本部長（西日本地区担当）、 自動車事業本部自動車営業本部中部日本自動車部長
執行役常務	篠 本 正 美	生産本部副本部長、生産本部生産技術センター所長
執行役常務	織 戸 宏 昌	中国総代表、NSK中国社社長
執行役常務	入 谷 百 則	自動車事業本部ステアリング&アクチュエータ本部副本部長、 NSKステアリングシステムズ株式会社取締役社長
執行役	伊 藤 裕 之	技術開発本部新領域商品開発センター所長
執行役	ユルゲン・ アッカーマン	欧州総支配人、NSKヨーロッパ社社長
執行役	高 山 優	自動車事業本部パワートレイン本部石部工場長
執行役	伊集院 誠 司	産業機械事業本部産業機械技術総合センター所長
執行役	三田村 宣 晶	技術開発本部コア技術研究開発センター所長
執行役	山之内 敬	生産本部副本部長
執行役	福 田 和 也	自動車事業本部自動車技術総合開発センターステアリング技術センター副所長
執行役	山 名 賢 一	財務本部副本部長、IR室副担当
執行役	市 井 明 俊	経営企画本部長、アジア担当
執行役	スティーブン・ ベックマン	米州総支配人、NSKアメリカズ社社長
執行役	石 川 進	産業機械事業本部藤沢工場長
執行役	新 子 右 矢	産業機械事業本部営業本部副本部長
執行役	吉 清 知 之	自動車事業本部パワートレイン本部副本部長
執行役	郁 国 平	中国副総代表

- (注) 1. 内山俊弘、野上宰門、鈴木茂幸、荒牧宏敏、神尾泰宏、新井稔の各氏は、取締役を兼務しています。
 2. 代表執行役専務 松原正英、満江直樹、執行役常務 バーナード・リンゼイ、中島秀雄、執行役 小木曾文雄の各氏は、2016年6月24日付をもって退任しました。

(3) 取締役及び執行役の報酬等の額(2017年3月31日現在)

①取締役及び執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針

当社の役員報酬は、固定報酬、業績連動報酬、ストック・オプション(新株予約権)、退職金で構成されていましたが、2016年5月16日開催の報酬委員会において、株式報酬制度の導入と、ストック・オプション制度、及び退職金制度の廃止を決定しました。

新しい役員報酬は、固定報酬である基本報酬、変動報酬である業績連動報酬、株式報酬で構成され、「取締役としての報酬」と「執行役としての報酬」を別々に決定します。なお、取締役が執行役を兼務する場合は、それぞれの報酬を合算して支給します。

(イ)取締役の報酬

取締役の報酬は、基本報酬と株式報酬からなります。

i.基本報酬

基本報酬は、社外取締役、社内取締役の別、また、所属する委員会や取締役会における役割等に応じて決定します。

ii.株式報酬

持続的な企業価値の向上に対する取締役の貢献意識を一層高めることを目的として、株式給付信託の仕組みを活用した株式報酬制度を導入し、社外取締役、社内取締役の別及び株式価値に応じて付与したポイントに基づき、退任時に当社株式を給付します。ただし、そのうちの一定割合については、株式を換価して得られる金銭を給付するものとします。

なお、執行役を兼務する取締役には、取締役としての株式報酬は支給しません。

(ロ)執行役の報酬

執行役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬からなります。

i.基本報酬

基本報酬は、執行役の役位に応じた額を決め、また、代表権を有する執行役には、加算を行います。

ii.業績連動報酬

中期経営計画に掲げる連結売上高営業利益率、連結ROEと、単年度の数値目標としての営業利益率、キャッシュ・フロー及び品質活動を評価する指標を基準として、業績連動報酬の総額を決定します。

なお、個人別の報酬額は、その役位並びに担当する職務の業績達成度を評価して支給します。

iii.株式報酬

持続的な企業価値の向上に対する執行役の貢献意識を一層高めることを目的として、株式給付信託の仕組みを活用した株式報酬制度を導入し、執行役の役位及び株式価値に応じて付与したポイントに基づき、退任時に当社株式を給付します。ただし、そのうちの一定割合については、株式を換価して得られる金銭を給付するものとします。

(ハ)その他

子会社、関連会社等の別の会社役員に就任している者が執行役に就任した場合には、報酬を別に定めます。

②取締役及び執行役の報酬等の額

2016年4月1日から2017年3月31日までの期間における取締役及び執行役の報酬等の額は以下のとおりです。

	基本報酬		業績連動報酬		株式報酬		ストック・オプション		退職金	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
取締役（社内）	11名	132百万円	－	－	2名	11百万円	8名	18百万円	1名	1百万円
取締役（社外）	4名	43百万円	－	－	4名	6百万円	4名	10百万円	－	－
執行役	36名	814百万円	32名	604百万円	35名	242百万円	35名	159百万円	28名	39百万円

- (注) 1. 取締役（社内）の報酬（株式報酬、退職金除く）には、執行役を兼務する者の取締役分が含まれています。
2. 当社の役員報酬は、基本（固定）報酬、業績連動報酬、ストック・オプション（新株予約権）、退職金で構成していましたが、2016年5月16日開催の報酬委員会において、株式報酬制度の導入と、ストック・オプション制度、及び退職金制度の廃止を決定しました。
3. 業績連動報酬の額は、第156期の業績に基づいた2017年7月3日の支払い予定額です。
また、第155期の業績に基づいた2016年7月1日の支払額は632百万円です。
4. 株式報酬の額は、株式給付信託に関して、当事業年度に付与したポイントの当事業年度費用計上額を記載しています。
5. スtock・オプションの額は、2014年8月22日、2015年8月21日にストック・オプションとして割り当てた新株予約権に関する報酬等のうち当事業年度費用計上額を記載しています。
6. 退職金の額は、2016年4月から6月までの同制度廃止までの期間に係る役員退職慰労引当金の繰入額です。
また、当事業年度中に退任した取締役1名に対する退職金は69百万円、執行役7名に対する退職金は457百万円です。
7. 記載金額は百万円未満を切り捨てています。

(4) 社外取締役に関する事項

①重要な兼職先と当社の関係

各社外取締役の重要な兼職先は、本報告書15ページ記載の「[1]取締役の氏名等」の「担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりです。各氏は、「第156期定時株主総会招集ご通知」14ページ記載の当社の定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしています。

なお、当社と各社外取締役の重要な兼職先との間に開示すべき関係はありません。

②社外取締役の主な活動状況と役割

氏名	取締役会及び担当委員会への出席状況	主な活動状況と役割
金 和 明	取締役会 80% (8回/10回) 報酬委員会100% (2回/ 2回) 指名委員会100% (5回/ 5回)	企業経営に関する幅広い経験と高い見識に基づき、取締役会においてはコンプライアンスをはじめ、コーポレートガバナンスの観点から企業価値向上に向け適切な発言を行っています。 また、指名委員会においては2016年6月の委員就任以降、積極的に発言を行い、委員としての役割を果たしています。
田 井 一 郎	取締役会 100% (10回/10回) 監査委員会100% (15回/15回) 指名委員会100% (6回/ 6回)	企業経営に関する幅広い経験と高い見識に基づき、取締役会においてはコンプライアンスをはじめ、コーポレートガバナンスの観点から企業価値向上に向け適切な発言を行っています。 また、監査委員会及び指名委員会においては積極的に発言を行い、委員としての役割を果たしています。
古 川 康 信	取締役会 100% (10回/10回) 監査委員会100% (15回/15回) 報酬委員会100% (3回/ 3回) 指名委員会100% (1回/ 1回)	公認会計士としての幅広い経験と専門の見地から取締役会においてはコンプライアンスをはじめ、コーポレートガバナンスの観点からも企業価値向上に向け適切な発言を行っています。 また、監査委員会委員長として同委員会の議事運営を主導し、適宜取締役会への報告を行っているほか、報酬委員会においては2016年6月の委員就任以降、積極的に発言を行い、委員としての役割を果たしています。
池 田 輝 彦	取締役会 100% (10回/10回) 報酬委員会100% (5回/ 5回)	企業経営に関する幅広い経験と高い見識に基づき、取締役会においてはコンプライアンスをはじめ、コーポレートガバナンスの観点から企業価値向上に向け適切な発言を行っています。 また、報酬委員会委員長として同委員会の議事運営を主導し、適宜取締役会への報告を行っています。

(注) 2016年6月まで金和明氏は報酬委員に、古川康信氏は指名委員に就任していました。
また、2016年6月より金和明氏は指名委員に、古川康信氏は報酬委員に就任しています。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

①	公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	166百万円
②	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	192百万円

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てています。
 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
 3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託し、対価を支払っています。
 4. 当社の重要な子会社のうち、NSKアメリカズ社、NSKヨーロッパ社等10社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法または金融商品取引法、あるいはこれらの法律に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けています。
 5. 監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、執行役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬額の見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行なっています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、監査委員会が必要と判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、監査委員会は会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月（2016年1月1日から同年3月31日まで）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

③ 処分理由

- ・株式会社東芝の2010年3月期、2012年3月期及び2013年3月期における財務書類の監査において、上記監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したこと。
- ・同監査法人の運営が著しく不当と認められたこと。

6 会社の体制及び方針

〔1〕 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制として、取締役会で決議した内容(基本方針)及びその運用状況の概要は下記のとおりです。

記

① 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

[基本方針]

当社は、「NSKグループ経営規則」により、当社グループ全体の内部統制の向上を図り、経営の健全性・透明性を高め、経営管理を円滑に運営することを目的とし、当社グループにおける業務の適正を確保する体制を構築します。

また、当社グループの経営及び業務についての各種規程に則り、当社グループの各部門よりその業務に係る事項、または子会社の取締役等より職務の執行に係る事項について、定期的、或いは随時報告を受けます。

監査委員会または監査委員会が指名する監査委員は、子会社から定期的に報告を受けるほか、必要に応じて子会社を訪問し、また子会社の監査役と連携し、その業務及び財産の状況を調査することができることとします。

なお、監査委員会が必要と認めるときは、監査委員の指揮の下でその業務を経営監査部に行わせることができることとします。

[運用状況の概要]

「NSKグループ経営規則」に定めたグループガバナンスの基本的枠組みに則り、グループ全体で整合の取れた事業運営を行っています。NSKグループの各部門は、グループ経営及び業務に関する各種規程に従い、執行状況等の報告を行っています。また、当期はこれら規程の下位となる海外の地域本部規程充実に取り組みました。

監査委員会は監査計画に基づき、経営監査部と連携して業務執行部門の重要な経営課題・施策への取り組み状況の監査及び国内6拠点、海外11拠点への事業所監査・視察等を行いました。

② 当社執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

[基本方針]

当社は、「NSK企業倫理規則」、「コーポレートガバナンス規則」及び「コンプライアンス規則」により、当社グループが企業理念体系に則り当社執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人が遵守すべき普遍的な考え方、コンプライアンスを推進するための体制及び運営の基本的事項(組織、研修体制、内部通報制度等)を定めます。

また、コンプライアンス意識の醸成を図るとともに内部統制の強化・充実に努め、法令違反行為及び定款違反行

為を実効的に防止します。特に国内外の競争法については、「競争法遵守規則」の遵守を徹底させるとともに、継続的な教育・啓発活動の推進を通じて、競争法に関するコンプライアンスの意識を醸成させること等により、違反行為をより実効的に防止します。

当社は、当社グループのコンプライアンス体制を強化するための活動を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設け、同委員会の策定した方針に基づき施策を実施する専任組織を置きます。この専任組織は、良き企業市民としての社会的責任を常に認識し行動するための教育活動等の諸施策を実施するとともにその状況を監視し、当社グループ全体のコンプライアンス意識の向上その他コンプライアンスの強化推進を継続的に図ります。

さらに、「財務報告に係る内部統制規則」に基づき、当社グループ全体の財務報告に係る内部統制の整備及び運用を財務本部が、その評価を経営監査部が担い、財務報告の信頼性を確保するための合理的な保証を得られる体制を確保します。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して断固たる姿勢を貫き、反社会的勢力からの不当、不法な要求に応じず、取引関係を含め、反社会的勢力との関係を一切遮断して、企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針とします。

[運用状況の概要]

「コーポレートガバナンス規則」、「コンプライアンス規則」等に定めたコンプライアンス体制を整備し、違法行為を実効的に防止するために必要な下位規程の整備、国内外のグループへのコンプライアンス意識の醸成とコンプライアンス強化施策の展開に取り組んでいます。

当期は新たに「NSK企業理念の目」を制定し、トップメッセージとして「コンプライアンス重視」「風通しの良い職場づくり」「仕事の絶えざる改善・改革」を繰り返し訴えています。加えて、コンプライアンス意識の浸透度と問題点や改善課題の把握等のため、当社グループの役員・従業員を対象としてコンプライアンス意識調査を実施しました。

財務報告については、財務本部が整備・運用を担い、経営監査部がその評価を行うことで信頼性を確保しています。

③ 当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

[基本方針]

当社は、「NSKグループ経営規則」により、事業運営の原則、意思決定の仕組み、事業リスクの継続的監視、当社グループ各社の業績目標及び管理に関し、当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について定めます。

[運用状況の概要]

「NSKグループ経営規則」等に定められた経営の枠組みに基づいて、当社執行役及び子会社の取締役等の職務分掌を明確化し運用することで重複のない効率的な経営を支えています。そこでの意思決定についても重要性に応じ決定機関を定め、効率的な業務遂行につなげています。

経営の方針と目標を中期経営計画に定めて運用しており、当期はその初年度として成果と反省、課題の総括を行い、それに基づいて策定された来期予算を取締役会において承認しました。

④ 当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

[基本方針]

当社は、「リスク管理規則」により、執行体制上の責任者及び組織の役割を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確にします。

また、経営監査部が各部門のリスク管理の状況を監査し、監査委員会はその結果について報告を受け、定期的に取り締役に報告します。

[運用状況の概要]

「リスク管理規則」に定めたリスク管理体制に基づき、当社グループ全体のリスクを網羅的に把握し、定期的、或いは即時に報告がなされる体制を整備し、リスクを回避・軽減するための措置を講じています。経営監査部は、各拠点や地域の内部監査部門と連携し、重要なリスクを識別・評価し、各拠点からのリスク報告や実地監査等により、リスク管理状況のモニタリングを行い、その結果を監査委員会に報告しています。

⑤ 当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

[基本方針]

当社は、当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「NSKグループ経営規則」、「文書等の保存・管理規則」及び「NSKグループ情報セキュリティ管理基準」に定めます。

また、当社執行役及び子会社の取締役等は、監査委員会または監査委員会が指名する監査委員が求めたときは、これらの情報を閲覧に供することとします。

[運用状況の概要]

情報セキュリティに関するグループ規程体系を整備し、それに基づき、職務の執行に係る情報を保存・管理しています。

機密情報漏えいへの対策強化は専任組織がこれに当たり、機密情報の層別による情報分類、定期的な教育、標的型メールに対する対策訓練等を実施しました。

⑥ 監査委員会の職務の執行に必要な事項

[基本方針]

(イ) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織を経営監査部とします。経営監査部員のうち若干名の使用人は専任または兼務にて監査委員会の職務を補助することとします。

(ロ) 経営監査部の執行役からの独立性及び経営監査部に対する指示の実効性の確保に関する事項

経営監査部は代表執行役社長直属の組織とし、監査対象部門から独立した組織とします。

さらに、監査委員会は組織的監査を行うために経営監査部長または所属の使用人に対し、直接指揮・命令することができ、同部長及び同部員の異動発令及び懲戒等は、事前に監査委員会の同意を得るものとします。

また、同部長及び同部員の人事評価に関して、監査委員会は意見を述べるができることとします。

(ハ) 監査委員会への報告に関する当社グループの体制

当社は、当社事業部門責任者及び当社グループの責任者等が、監査委員会が必要と認める事項につき報告する体制を構築します。特に当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実について、その認識の有無につき定期的に監査委員会に報告し、その事実が発生したと判断した場合には、直ちにその内容を監査委員会に報告することとします。

さらに報告を補完する手段として、監査委員会が必要と認めた当社グループの重要会議について、監査委員を出席させることができることとします。また、執行役は当社グループにおける内部通報制度を整備し、その運用及び通報の状況について遅滞なく監査委員会または監査委員会が指名する監査委員に報告します。

上記に定められた内容または手段による報告のほか、当社グループの取締役、執行役、使用人及び監査役またはこれらの者から報告を受けた者は、監査委員会に報告を行うことができることとします。

なお、当社は、報告の形式を問わず、監査委員会に報告を行った者に対してその報告を理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、当社グループ内にその旨を周知します。

(ニ) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、代表執行役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行い、経営監査部による内部監査の有効性を確保するため、内部監査に係る年次計画、実施状況及びその結果について、代表執行役社長に対して計画変更、追加監査または改善を勧告することができることとします。さらに、独自に顧問弁護士に委任し、また必要に応じて専門の弁護士、会計士から監査業務に関する助言を受けることができることとします。

なお、監査委員の職務の執行に関して生ずる費用について、当社はその請求に基づき、所定の方法に従って、適正かつ速やかにその処理を行います。

[運用状況の概要]

監査委員会は、委員会の監査の方針及び年度の監査計画を作成し、日常的監査活動を行うとともに、その補助機関である経営監査部と連携の上、組織的監査を実施しています。

また、代表執行役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施し、経営監査部が実施する内部監査(財務報告に係る内部統制の評価を含む)の計画内容、実施状況及びその結果について報告を受け、必要と認めた場合には変更・改善の指示を行っています。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社グループは、株主・投資家、顧客、国内外の製造・販売会社、地域社会、従業員等の様々なステークホルダーとの相互関係に基づき成り立っています。当社は、当社グループの使命は、社会・環境・経済の全ての面においてバランスのとれた経営を行い、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たすと同時に、本業に徹することにより当社グループの企業価値を増大させることであると考えています。

当社は、資本市場に公開された株式会社であるため、当社に対して投資をいただいている株主の皆様には、当社のかかる考えにご賛同いただいた上で、そのご判断により当社の経営を当社経営陣に対して委ねていただいているものと理解しています。かかる理解のもと、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、最終的には、株主の皆様のご判断によるべきであると考えています。従いまして、当社株式の大量の買付行為がなされた場合にそれに応じるべきか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、近年のわが国の資本市場の状況を考慮すると、対象となる企業の株主の皆様に対する必要十分な情報開示や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは対象となる企業の取締役会が意見表明を行い、代替案を提示するための情報や時間が提供されずに、突如として、株式の大量の買付行為が強行される可能性も否定できません。このような株式の大量の買付行為の中には、真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する買付行為もあり得ます。

かかる当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する当社株式の大量の買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

(イ) 中期経営計画等による企業価値向上への取り組み

当社グループは、創立100周年を契機に策定した「NSKビジョン2026(あたらしい動きをつくる。)」の下、新たに2016年度から2018年度迄の第5次中期経営計画をスタートさせました。この中期経営計画では、「次の100年に向けた進化のスタート」をスローガンとし、「オペレーショナル・エクセレンス(競争力の不断の追求)」と「イノベーション&チャレンジ(あたらしい価値の創造)」を方針に据えて、持続的成長、収益基盤の再構築、新成長領域確立の3つの経営課題に取り組んでいます。

なお、「オペレーショナル・エクセレンス(競争力の不断の追求)」の施策として、

- ・事業の競争力の追求
- ・効率経営の追求
- ・人づくり、モノづくり

「イノベーション&チャレンジ(あたらしい価値の創造)」の施策としては、

- ・次の成長への種まき
- ・モノづくりの革新
- ・新商品、新領域技術の開発

を推進しています。

当社グループは、当社事業を通じ機械製品のエネルギーロスを削減することで、地球環境の保全と持続可能な社会の発展に向けた貢献を果たすために、環境経営のレベルアップに取り組んでいます。

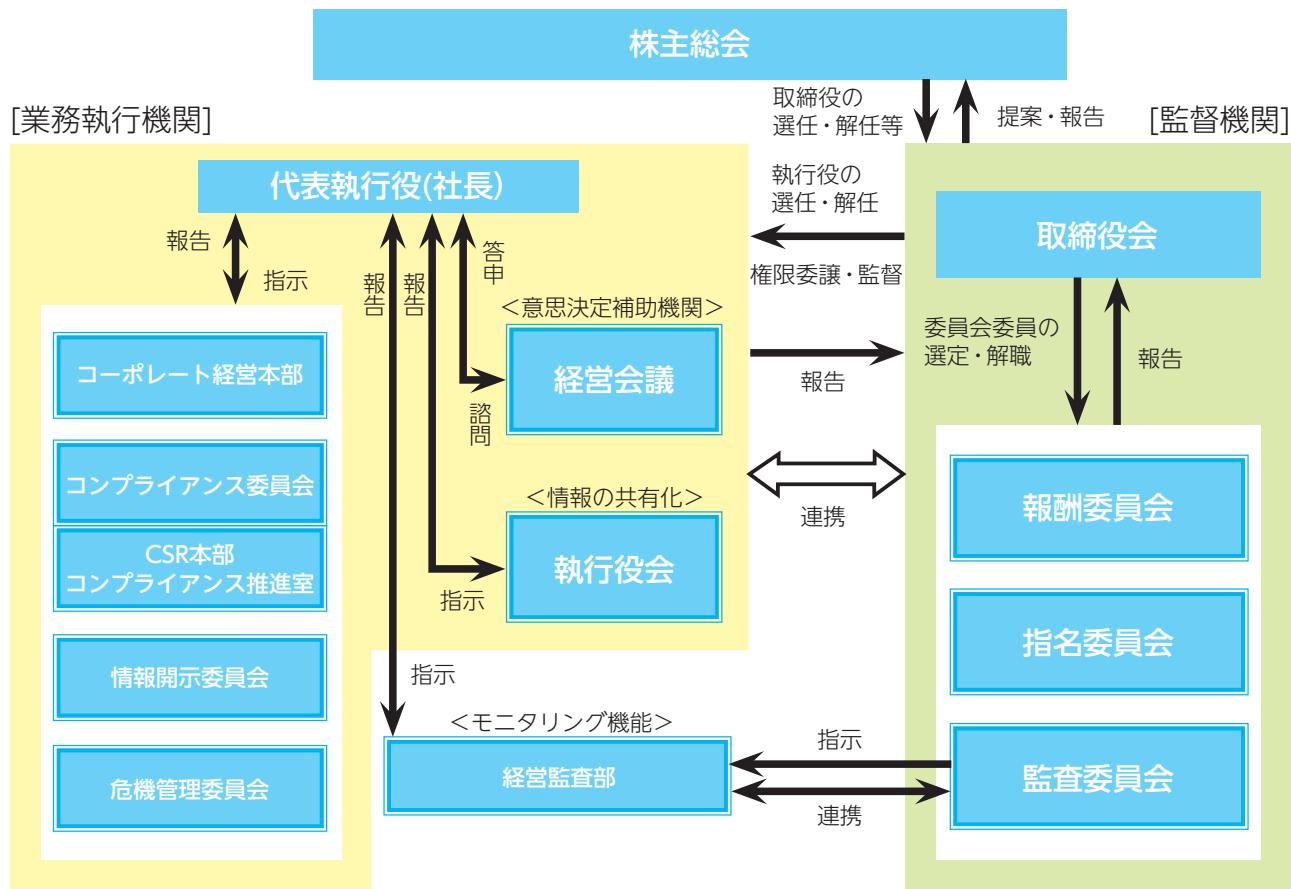
また、関連法令を遵守すると共に社会の一員としての高い倫理観を持って行動することで、顧客や地域社会等の様々なステークホルダーから信頼される企業として発展し続けることを目指しており、コンプライアンス強化の取り組みとして更なる体制・制度の整備、教育・啓発の徹底を図っています。

(ロ) コーポレートガバナンスに関する取り組み

当社は、社会的責任を果たし、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、持続的に向上させるため、経営に関する意思決定の透明性と健全性の向上に積極的に取り組んできました。2004年に当時の委員会等設置会社に移行する以前から、執行役員制度の導入、社外取締役の招聘及び任意の報酬委員会・監査委員会の設置をしてきました。現在、当社は指名委員会等設置会社であり、指名・監査・報酬の3つの委員会は、それぞれ2名の社外取締役と1名の社内取締役で構成され、経営に関する意思決定の透明性と健全性の確保に大きな役割を果たしています。

なお、当社の社外取締役については4名全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ています。

当社のコーポレートガバナンス体制及び内部統制体制は次のとおりです。



③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み(同規則第118条第3号ロ(2))として、2008年6月25日開催の当社定時株主総会において、当社株式の大量買付行為に関する対応策を導入し、その後3年の有効期間

が満了するに当たり、2011年6月24日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て、当社株式の大量買付行為に関する対応策(以下「旧プラン」といいます。)を継続いたしました。旧プランは、2014年6月25日開催の当社定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了することから、当社は、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる種々の議論、法令の改正等を踏まえ、買収防衛策を継続するか否かについて検討を続けてまいりました。

その結果、2014年5月23日開催の当社取締役会において、当社定款第35条に基づき、同年6月25日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て承認可決されることを条件として、旧プランから継続して、当社株式の大量買付行為に関する対応策(以下「本プラン」といいます。)を導入することを決議し、同株主総会において承認され、本プランが導入されました。

(イ) 本プランの対象となる大量買付行為

本プランは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付けその他具体的な買付方法の如何を問いません。以下同じとします。)、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為を適用対象とします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本プランの適用対象からは除外します。

なお、本プランの適用を受ける買付行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。

(ロ) 大量買付ルールの設定

i. 意向表明書の事前提出

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社代表執行役社長宛に、本プランに定められた所定の手続(以下「大量買付ルール」といいます。)に従う旨の誓約等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

ii. 本必要情報の提供

当社取締役会は、上記 i. の意向表明書受領後10営業日(初日不算入)以内に、大量買付者から提供していただくべき、大量買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を記載したリスト(以下「本必要情報リスト」といいます。)を当該大量買付者に対して交付いたします。大量買付者には、当社代表執行役社長宛に、本必要情報リストに従って十分な情報を提供していただきます。

次いで、当社取締役会は、大量買付者から提供された情報を精査し、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者(財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、その他の専門家を含みます。以下「外部専門家等」といいます。)の助言を受けた上で、当該情報だけでは本必要情報として不十分であると合理的に判断する場合には、大量買付者に対して追加的に情報提供を求めることができるものとし、大量買付者から追加的に受領した情報についても同様とします。

iii. 取締役会による評価期間の設定等

当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した後、必要に応じて外部専門家等の助言を受けた上で、大量買

付行為の内容に応じて最長60日間または最長90日間(いずれの場合も初日不算入)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案作成のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定いたします。但し、当社取締役会が、当初設定した取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことについてやむを得ない事由がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けた上で、当社取締役全員が出席する取締役会の全会一致の決議により、取締役会評価期間を合理的に必要な範囲内で、最長30日間(初日不算入)延長できるものとします(なお、当該延長は原則として一度に限るものとします)。

大量買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大量買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値ひいては株主の皆様への共同の利益の確保・向上の観点から、当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、また当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(ハ) 対抗措置の発動

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行うことはあり得るものの、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。

但し、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様への共同の利益を著しく損なうおそれがあると合理的に認められる場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動すべきか否かを株主の皆様のご判断に委ねることができるものとします。

また、当社取締役会は、大量買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合、大量買付者の提案する買収の方法が、いわゆる強圧的二段階買付けに代表される、構造上株主の皆様への判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様当社株券等の売却を強要するおそれがある場合等、大量買付行為が一定の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様への共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合には、例外的に対抗措置を発動することがあります。

これに対して、大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上することを目的として、対抗措置を発動する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の是非は、外部専門家等の助言を受けた上で、当社取締役会が合理的に判断し、決議いたします。

但し、当社取締役会が、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、当社取締役会が株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくことが適切であると合理的に判断した場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。

なお、当社は、本プランにおける対抗措置として、原則として、新株予約権無償割当てを行います。

また、対抗措置発動にかかる当社取締役会の決議(株主総会の決議に基づく場合を除きます。)は、取締役全員が出席する取締役会において、全会一致により行うものとします。

(ニ) 株主意思の確認手続

当社取締役会は、上記(ハ)に記載のとおり、株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただく場合には、取締役会評価期間満了後に、法令及び当社定款の定めに従って、速やかに株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間満了後60日以内に株主総会を開催し、大量買付行為への対抗措置の発動に関する議案を株主総会に上程するものとしますが、事務手続上の理由から60日以内に開催できない場合は、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとします。

株主総会を開催する場合には、大量買付者は、当該株主総会終結の時まで、大量買付行為を開始してはならないものとします。

(ホ) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、2014年6月25日開催の当社定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで(2017年6月に開催予定の定時株主総会終結の時まで)とし、以降、本プランの継続(一部修正した上での継続を含みます。)については、3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト(<http://www.nsk.com/jp/company/governance/index.html#tab4>)に掲載しています、2014年5月23日付「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続に関するお知らせ」をご参照ください。

④ 上記②の取り組みについての取締役会の判断及びその理由

上記②の取り組みは、当社の中長期的な企業価値の向上のための基本的な取り組みの一環であり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させることを目的として実施しているものです。かかる取り組みを通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させることにより、上記①記載の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する当社株式の大量の買付行為は困難になるものと考えられ、よって、上記②の取り組みは、上記①の基本方針の実現に資するものであると考えています。

従いまして、上記②の取り組みは上記①の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

⑤ 上記③の取り組みについての取締役会の判断及びその理由

上記③の取り組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求め、最終判断を行う当社株主の皆様が、株式の大量の買付行為の提案の内容を十分に理解し、適切な判断(インフォームド・ジャッジメント)を行うことができるようにするために導入

されるものです。

また、上記③の取り組みにおいては、そのような情報提供と検討等の期間の確保の要請に応じない大量買付者に対して取締役会決議により対抗措置を発動できることとするとともに、かかる要請に応じた大量買付者であっても、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがあると合理的に認められる場合には、株主総会決議により対抗措置を発動できる（但し、一定の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合には、取締役会決議により発動できます。）こととすることで、これらの大量買付者による大量買付行為を防止するものであり、よって、上記①の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みです。

さらに、上記③の取り組みにおいては、大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合において対抗措置を発動しようとする場合には、原則として、株主総会を開催して、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこととしており、また、大量買付者が大量買付ルールを遵守していない場合を含め、当社取締役会が対抗措置の発動を決議する場合には、独立性のある社外取締役を含む取締役全員が出席する当社取締役会において、全会一致により行うこととしており、当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記③の取り組みの合理性及び公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものです。

さらに、当社は、本プランの運用における取締役会の判断の恣意性を排除し、本プランの運用の合理性を確保することを目的として、本プランの運用に関して取締役会が準拠すべき手続等を定めた「大量買付行為への対応に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）を制定しています。ガイドラインの制定により、大量買付ルールの適用、対抗措置の発動または不発動等に関する取締役会の判断の客観性が高まり、本プランの運用につき十分な合理性が確保されることとなります。

従いまして、上記③の取り組みは上記①の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

<ご参考>

当社は、2017年5月23日開催の当社取締役会において、当社定款第35条に基づき、2017年6月23日開催の当社第156期定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本プランの一部を変更した上で、当社株式の大量買付行為に関する対応策を導入することを決議いたしました。

その詳細につきましては、株主総会参考書類15頁から45頁をご参照ください。

〔3〕 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営方針の一つとしています。配当については、連結ベースでの配当性向30%を目安として継続実施することを基本とし、財務状況等を勘案して決定したいと考えています。

当期の期末配当金については、1株当たり14円とさせていただきます。

なお、年間での配当金については、昨年11月8日に創立100周年を迎え、株主の皆様へ感謝の意をあらわすため1株当たり10円の記念配当を加えた1株当たり24円の間配当を昨年12月1日に実施いたしましたので、前期と比べて4円増配の1株当たり38円となります。

メモ

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

国際会計基準 (IFRS) の適用開始 <ご参考>

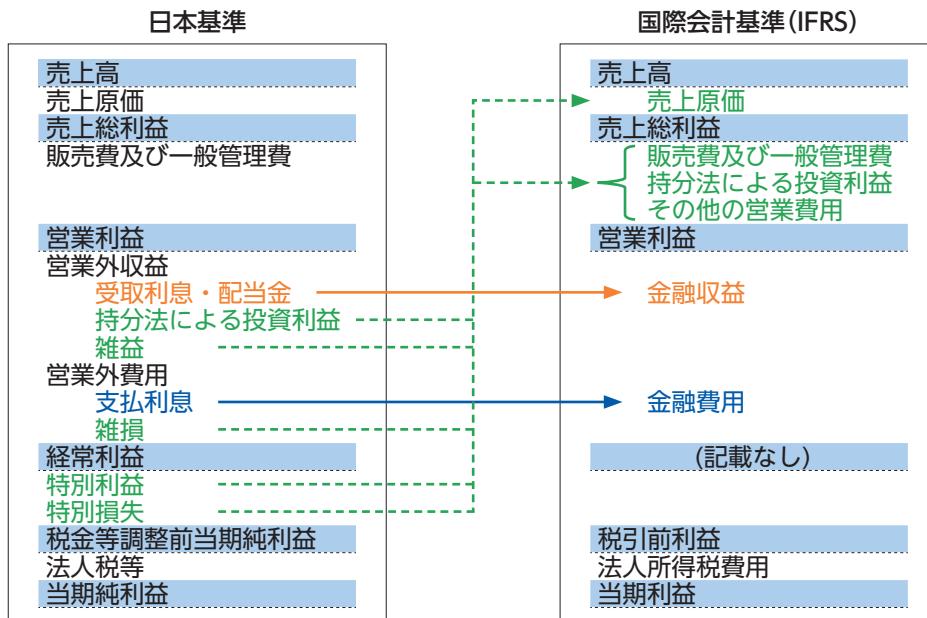
当社グループは、財務報告の標準化による経営効率の向上、資本市場における財務報告の国際比較可能性を高めることなどを目的として、第155期(2016年3月期)の有価証券報告書より国際会計基準(IFRS)の任意適用を開始しました。

連結業績(IFRS)における主な変化点

<表示科目>

IFRSの連結損益計算書では、日本基準で「営業外収益・費用」および、「特別利益・損失」として表示していた科目のうち、「金融収益・費用」を除いて営業利益に含めて表示するように変更いたしました。

また、IFRSでは日本基準における「経常利益」がなくなりました。



<会計処理>

- ・「のれん」について、日本基準では一定期間にわたって均等償却を行っていましたが、IFRSでは償却されません。
- ・「保有株式」については、日本基準では売却損益及び減損損失を「特別利益・損失」で計上していましたが、IFRSでは「その他の包括利益」に認識しています。
- ・退職給付に係る「数理計算上の差異」については、日本基準では一定の年数で償却し損益計算書に計上していましたが、IFRSでは「その他の包括利益」に認識しています。

連結財政状態計算書

	2017年3月期 (2017年3月31日)	(ご参考) 2016年3月期 (2016年3月31日)		2017年3月期 (2017年3月31日)	(ご参考) 2016年3月期 (2016年3月31日)
資産			負債及び資本		
流動資産			負債		
現金及び現金同等物	139,573	175,515	流動負債		
売上債権及びその他の債権	200,954	182,332	仕入債務及びその他の債務	150,212	140,713
棚卸資産	131,810	130,564	その他の金融負債	111,240	99,674
その他の金融資産	12,284	4,052	引当金	60	150
未収法人所得税	3,024	2,174	未払法人所得税	4,540	4,536
その他の流動資産	18,637	16,613	その他の流動負債	52,548	48,172
流動資産合計	506,284	511,253	流動負債合計	318,603	293,247
非流動資産			非流動負債		
有形固定資産	329,183	323,116	金融負債	157,240	179,654
無形資産	17,174	15,785	引当金	15,327	1,855
持分法で会計処理されている投資	23,186	22,179	繰延税金負債	37,089	35,540
その他の金融資産	88,904	86,163	退職給付に係る負債	24,771	38,125
繰延税金資産	21,052	20,455	その他の非流動負債	5,911	5,080
退職給付に係る資産	54,969	49,898	非流動負債合計	240,340	260,255
その他の非流動資産	3,198	3,522	負債合計	558,943	553,503
非流動資産合計	537,670	521,121	資本		
資産合計	1,043,955	1,032,374	資本金	67,176	67,176
			資本剰余金	79,676	79,603
			利益剰余金	308,395	278,524
			自己株式	△17,937	△3,949
			その他の資本の構成要素	24,039	33,306
			親会社の所有者に帰属する持分合計	461,350	454,661
			非支配持分	23,661	24,210
			資本合計	485,011	478,871
			負債及び資本合計	1,043,955	1,032,374

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(単位：百万円)

	2017年3月期 (2016年4月1日～2017年3月31日)	2016年3月期 (ご参考) (2015年4月1日～2016年3月31日)
	金額	金額
売上高	949,170	975,319
売上原価	738,434	755,663
売上総利益	210,736	219,655
販売費及び一般管理費	132,021	130,130
持分法による投資利益	5,086	4,740
その他の営業費用	18,458	4,731
営業利益	65,341	89,534
金融収益	2,576	2,388
金融費用	4,301	4,714
税引前利益	63,617	87,208
法人所得税費用	14,619	17,904
当期利益	48,997	69,303
(当期利益の帰属)		
親会社の所有者	45,560	65,719
非支配持分	3,437	3,584

連結キャッシュ・フロー計算書 <ご参考>

(単位：百万円)

	2017年3月期 2016年4月1日～2017年3月31日	2016年3月期 2015年4月1日～2016年3月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー	67,936	108,622
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 54,243	△ 45,212
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 48,413	△ 68,073
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 1,221	△ 4,195
現金及び現金同等物の増減額	△ 35,942	△ 8,858
現金及び現金同等物の期首残高	175,515	184,374
現金及び現金同等物の期末残高	139,573	175,515

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

	2017年3月期 (2017年3月31日)	(ご参考) 2016年3月期 (2016年3月31日)		2017年3月期 (2017年3月31日)	(ご参考) 2016年3月期 (2016年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	272,478	286,093	流動負債	279,146	266,629
現金及び預金	11,932	12,903	支払手形	4,656	3,548
受取手形	5,950	6,703	電子記録債務	34,058	25,865
電子記録債権	15,825	12,558	買掛金	78,977	81,255
売掛金	81,563	73,927	短期借入金	129,139	108,901
有価証券	56,999	88,589	社債	—	20,000
製品	20,826	18,939	リース債務	232	206
仕掛品	14,260	10,673	未払金	12,334	9,478
原材料及び貯蔵品	2,994	2,339	未払費用	17,445	15,870
未収入金	41,734	39,830	未払法人税等	1,153	294
繰延税金資産	5,001	4,234	預り金	1,130	1,203
その他の流動資産	15,389	15,394	その他の流動負債	17	5
固定資産	435,483	438,441	固定負債	171,630	182,896
有形固定資産	103,508	78,951	社債	60,000	40,000
建物	27,095	23,534	長期借入金	82,000	120,000
構築物	1,349	1,110	リース債務	541	546
機械及び装置	41,632	29,342	繰延税金負債	15,989	16,893
車両運搬具	108	63	退職給付引当金	3,406	—
工具、器具及び備品	4,269	2,256	役員退職慰労引当金	239	1,762
土地	19,525	15,466	環境対策引当金	2,494	1,718
リース資産	721	710	その他の固定負債	6,958	1,975
建設仮勘定	8,805	6,466	負債合計	450,776	449,526
無形固定資産	10,753	10,061	(純資産の部)		
借地権	930	930	株主資本	225,517	246,341
その他の無形固定資産	9,823	9,131	資本金	67,176	67,176
投資その他の資産	321,221	349,427	資本剰余金	78,829	78,974
投資有価証券	64,844	61,697	資本準備金	77,923	77,923
関係会社株式	163,928	198,757	その他資本剰余金	905	1,050
関係会社出資金	39,152	35,626	利益剰余金	97,228	103,875
長期貸付金	2,228	2,508	利益準備金	10,292	10,292
長期前払費用	348	386	その他利益剰余金	86,935	93,582
前払年金費用	47,106	46,766	固定資産圧縮積立金	4,103	4,236
その他の投資その他の資産	3,903	3,942	別途積立金	66,766	66,766
貸倒引当金	△291	△258	繰越利益剰余金	16,066	22,580
資産合計	707,961	724,535	自己株式	△17,716	△3,685
			評価・換算差額等	30,980	28,191
			その他有価証券評価差額金	30,980	28,191
			新株予約権	686	476
			純資産合計	257,185	275,009
			負債及び純資産合計	707,961	724,535

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(単位：百万円)

	2017年3月期 (2016年4月1日～2017年3月31日)		2016年3月期 (ご参考) (2015年4月1日～2016年3月31日)	
	金額	対売上高比率 %	金額	対売上高比率 %
売上高	450,407	100.0	443,637	100.0
売上原価	388,097	86.2	371,620	83.8
売上総利益	62,309	13.8	72,017	16.2
販売費及び一般管理費	68,738	15.3	62,739	14.1
営業利益	△6,428	△1.4	9,277	2.1
営業外収益	21,814	4.8	19,875	4.5
受取利息及び配当金	20,913		18,923	
雑益	901		951	
営業外費用	5,049	1.1	5,590	1.3
支払利息	2,483		2,898	
雑損	2,566		2,692	
経常利益	10,336	2.3	23,562	5.3
特別利益	9,510	2.1	2,658	0.6
投資有価証券売却益	7,510		658	
固定資産売却益	2,000			
関係会社株式売却益			2,000	
特別損失	5,960	1.3	1,571	0.4
独占禁止法関連損失	4,562		－	
環境対策引当金繰入額	1,397		1,571	
税引前当期純利益	13,886	3.1	24,649	5.6
法人税、住民税及び事業税	△409	△0.1	908	0.2
法人税等調整額	△1,012	△0.2	941	0.2
当期純利益	15,308	3.4	22,799	5.1

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2017年5月11日

日本精工株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 勝彦 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 関 口 弘 和 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 武 藤 太 一 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本精工株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、日本精工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2017年5月11日

日本精工株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原	勝彦	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関	□弘和	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武	藤太一	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本精工株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの第156期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告

監査報告書

当監査委員会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第156期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担及び当期の監査計画等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の状況等の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針については相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年5月16日

日本精工株式会社 監査委員会

監 査 委 員 古 川 康 信 ㊟

監 査 委 員 田 井 一 郎 ㊟

常 勤 監 査 委 員 榎 本 俊 彦 ㊟

(注) 監査委員古川康信及び田井一郎は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

・ 自動車の未来を支えるNSKの先端技術

当社は、長年にわたり、軸受や電動パワーステアリング(EPS)、AT製品といった数々の製品や技術を通じて、自動車の安全性向上と環境保全に貢献してきました。

今後も、自動車技術の高度化・多様化を支え、社会の発展に貢献していきます。

自動車の技術革新

安全性向上と環境保全は、クルマ社会の重要課題です。これに向けて、スリップや横滑りを防止するシステムなどの開発による安全性を向上させる取り組み、エンジンや変速機の効率化による燃費向上の取り組みが進められてきました。近年、電動化、自動運転、自動ブレーキなど「走る・曲がる・止まる」という自動車の3つの基本性能において、革新的な技術が誕生しています。

当社は、100年を超える歴史の中で培ってきた技術を活かし、自動車の技術革新に応え、さらにその先をいく「あたらしい動きをつくる。」を目指していきます。



安全性向上と環境保全に貢献するNSKの主な先端技術

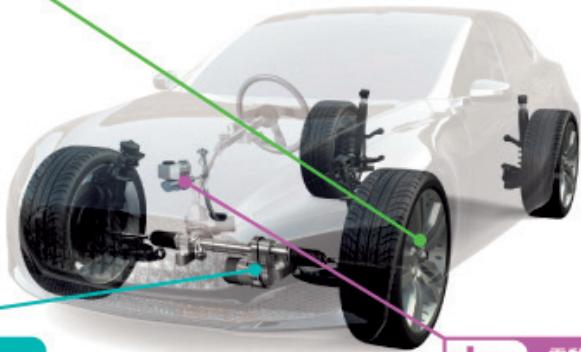
走る インホイールモータ



走る

環境意識の高まりの中、低燃費車、ハイブリッド車、電気自動車が普及しています。当社は、変速機など自動車の効率向上に貢献する製品、さらにはモータ用減速機や次世代の駆動形式であるインホイールモータ^{*}に搭載される部品の開発などを通じて環境保全に貢献しています。

^{*}ホイール内に、小型で軽量のモータを配置した駆動システム。エネルギー効率に優れるとともに各車輪の駆動力を制御することで高い安全性能を実現します(関連記事:4頁)。



曲がる 電動パワーステアリング



曲がる

ハンドル操作をアシストするEPSには、燃費向上に加えて、レーダーなどと組み合わせることで車線逸脱防止や衝突回避自動操舵などの技術が期待されています。

当社は、将来の高度な自動運転やさらなる安全性向上につながる技術の開発を進めています。

止まる 電動ブレーキ用ボールねじ



止まる

衝突回避自動ブレーキの採用拡大に伴い、ボールねじやモータなどを使った、より安全な電動ブレーキの開発が広がっています。

当社は、ボールねじで世界シェアNo.1の技術を活かし、安全性向上に貢献しています。

株主メモ

- 事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会 6月
- 配当の基準日 期末配当金 3月31日
中間配当金 9月30日
- 1単元の株式の数 100株
- 株主名簿管理人 〒103-8670 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社
- 同事務取扱場所 〒103-8670 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

	証券会社に口座をお持ちの場合	証券会社に口座をお持ちでない場合 (特別口座へ記録されている場合)
郵便物送付先	お取引の証券会社になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
お問い合わせ先		みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 ご照会専用フリーダイヤル 0120-288-324
お取扱店		みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 みずほ証券株式会社 本店、全国各支店及び営業所 [未払配当金のお支払いのみ] 株式会社みずほ銀行 全国本支店
ご注意	下記記載	単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。

(注) 株式が証券会社の口座の場合、未払配当金のお支払い及び支払明細のご発行は、上記右欄の郵便物送付先・お問い合わせ先・お取扱店へお問い合わせください。

- 公告掲載 電子公告により行います。 <http://www.nsk.com/jp/>
但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行います。



日本精工株式会社
ホームページアドレス
▶ <http://www.nsk.com/jp/>

